

福岡女兒殺害に無期懲役

「最悪の性犯罪」死刑は回避

地裁小倉支部判決

福岡県豊前市で昨年1月、小学5年の女兒(10)を殺害したとして、殺人や死体遺棄などの罪に問われた土建業内閣利幸被告(47)の裁判員裁判で福岡地裁小倉支部は3日、「最悪の性犯罪で刑事責任は重大」として無期懲役の判決を言い渡した。死刑求刑に対し、過去の判例との比較から「突出した残酷性、猟奇性はなく、死刑を科すほどに生命軽視の度合いが甚大とは言えない」と判断した。

会的影響などを考慮して、死刑とすることが相当とは認められない」と判断した。検察側は、被告が長期間服役し再犯防止プログラムを受けていたことを踏まえて更生は期待できず、被害者が1人とはいえず、死刑が相当だ」と主張していた。

判決理由で柴田寿宏裁判官は、顔見知りだった女兒言葉巧みに誘拐して暴行した上、口封じのために殺したと指摘。「身勝手な機に酌量の余地はない。兇の夢や希望、未来を奪った結果は重い」と厳しく非難した。被告には、性を含む女性らに対する性犯罪の前科があり「犯性は根深く、更生は困難」と述べた。

方で、殺害に計画性はなく、過去の裁判例を見る同種事案では無期懲役だったケースが相当数ある「遺族の被害感情や社

判決によると、豊前市内で昨年1月31日、わいせつ目的で女兒を誘拐し、首た

性犯罪は病気、治療を

福岡県豊前市の小5女兒殺害事件で、無期懲役判決を受けた内閣利幸被告(47)は、少女らに対する強姦致傷罪などの性犯罪前科が複数あり、受刑中に再犯防止プログラムを受けていた。3日の判決も事件がわいせつ目的だったと認定。繰り返された悲劇に、専門家は「矯正するだけでなく、性犯罪を病気と認め、治療すべきだ」と訴える。

▽「監視」に賛否

「今の社会では犯罪者から子どもを守れない」。証言台に立った女兒の父親の訴えが法廷に響いた。地域住民は誰も内閣被告の前科を知らず、遺族は被告宅に遊びに行かせたことを悔やんだ。地域住民を守るためにはどうすればいいのか。後藤元秀豊前市長は、性犯罪で服役した人の出所情報は自治体に入らないとし「再犯防止のため、性犯罪前科のある出所者を警察の監視下に置くべきだ」と主張する。

▽対策は2本柱

日本の再犯防止策は、受刑者を対象とした矯正プログラムと、警察による出所後の所在確認の2本柱からなる。法務省は2006年7月、精神療法に基づく認知行動療法に基づくプログラムを開始。受刑者は臨床心理士と共に、感情を探り、再犯防止の

認知行動療法の流れ(イメージ)

児童ポルノの閲覧など、犯罪のきっかけとなった出来事を振り返り、その時の感情や思考を思い出す

例 興奮し性行為しか考えられず、通学路を徘徊

↓

被害者の立場で自分への手紙を書くなどして、思考のゆがみを知る

例 被害者は嫌がっていないと思ったが、本当は絶望していた

↓

犯罪のきっかけとなる行動を抑える具体的な方法を考え、日常生活で思考のゆがみを修正する練習を続ける

例 ポルノサイトへのアクセスを制限、被害者の立場になって考える

※精神科医や臨床心理士のサポートを受けて進める

海外では、司法当局が

薬物と認知行動療法 必要